

介護職員等 処遇改善の実施について

この度、生活協同組合おかやまコープが運営する以下の福祉事業サービスにおいて、これまでの介護職員処遇改善加算に加え、2019年10月より介護職員等特定処遇改善加算を取得しました。

当社で働く職員が、働きやすい環境となるよう、賃金改善以外においても以下の処遇改善に取り組んでいます。今後ともより良いサービス提供と職員の働きやすい環境づくりを目指していきます。

1. 加算内容

- 介護職員処遇改善加算 I
- 介護職員等特定処遇改善加算 I または II
※事業所等による要件の違いで加算算定区分の違いがあります

2. 対象サービス

- 訪問介護サービス事業所
- 通所介護サービス事業所

3. 賃金改善以外の処遇改善事項

- 働きながら資格取得がしやすい環境や体制の支援
- 職員の介護負担軽減のための対策
- 子育て支援制度の拡充(育休や有給対応等)
- ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化と質の向上
- 事故等のトラブルに関するマニュアルの作成による責任と対応行動の明確化
- 職員増員による業務負担の軽減

4. 処遇改善対象外の職員へも対応

- 処遇改善においては、「介護職員」を対象として実施することが決まっています。しかしおかやまコープで働く職員に変わりはないため、法人対応として介護職員以外へ内部対応として処遇改善の実施を行っています。ご利用者に関わる全ての職員が同じ気持ちと同じ方向を目指すことができるよう取り組んでいます。